

株式会社ユーラスエネルギーホールディングス「(仮称)常呂・能取風力発電事業環境影響評価準備書」に対する勧告について

令和2年9月14日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、「(仮称)常呂・能取風力発電事業環境影響評価準備書」について、株式会社ユーラスエネルギーホールディングスに対し、環境の保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は別紙のとおり。

また、併せて同条第4項の規定に基づき、北海道知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

- ・ 場 所 : 北海道北見市、網走市
- ・ 原動力の種類 : 風力(陸上)
- ・ 出力 : 最大49,400kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<環境影響評価方法書>

| | |
|-------------|-------------|
| 環境影響評価方法書受理 | 平成24年 9月27日 |
| 網走市長意見受理 | 平成24年 8月 6日 |
| 北見市長意見受理 | 平成24年 8月21日 |
| 経済産業大臣勧告発出 | 平成24年11月30日 |

<環境影響評価準備書>

| | |
|-------------|-------------|
| 環境影響評価準備書受理 | 令和 元年12月20日 |
| 意見の概要等受理 | 令和 2年 2月28日 |
| 北海道知事意見受理 | 令和 2年 6月17日 |
| 環境大臣意見受理 | 令和 2年 7月17日 |
| 経済産業大臣勧告発出 | 令和 2年 9月14日 |

問合せ先:電力安全課 沼田、須之内、江藤
電 話:03-3501-1742(直通)

1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

(1) 事後調査等について

ア 事後調査及び環境監視を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を適切に講ずること。

イ 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、措置の内容が十分なものとなるようこれまでの調査結果及び専門家等の助言を踏まえて、客観的かつ科学的に検討すること。

ウ 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。また、環境監視の結果、追加的な環境保全措置を講じた場合にも、可能な限り報告書に取りまとめ、公表に努めること。

2. 各論

(1) 風車の影に係る影響

対象事業実施区域の周辺には複数の住居が存在しており、風力発電設備の稼働に伴う風車の影の予測結果において、事業者が参考とした参照値を複数地点において超過している。

このため、風力発電設備の稼働に伴う風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減する観点から、以下の措置を講ずること。

ア 評価書の作成までに、風力発電設備の配置について、更に詳細な検討を行うとともに、それらの検討を踏まえ、調査、予測及び評価を再度実施し、その結果に応じて、環境保全措置を検討・実施すること。また、評価書段階での予測及び評価結果に基づき、風車の影による生活環境への影響が生じる住居への事前説明を実施すること。

イ 適切に環境監視を実施し、その結果、環境影響が十分に低減できていないと判断された場合には、専門家等の助言を踏まえ、追加的な環境保全措置を講ずること。

(2) 土地の改変に伴う自然環境等に対する影響

本事業の工事計画においては、風力発電設備の設置、工事用・管理用道路の新設・拡幅及び残土処分場の造成等により比較的大きな改変を行う計画となっており、一部の風力発電設備のヤード及び残土処分場の改変区域が森林法（昭和26年法律第249号）に基づく土砂流出防備保安林に指定された区域と重複している。このため、ヤード、道路及び残土処分場等について、設置場所、設計及

び工法に関して更に検討を行い、土砂流出防備保安林の改変を回避すること並びに切土量及び盛土量を可能な限り少量化等することにより、土砂の崩落又は流出による水環境及び動植物の生息・生育環境への影響を回避又は極力低減すること。

(3) 鳥類に対する影響

対象事業実施区域の周辺において、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に基づく国内希少野生動植物種に指定されているオジロワシの複数ペアの営巣及び繁殖が確認されており、同区域及びその周辺では、オジロワシ及びオオワシ（以下「海ワシ類」という。）の生息が確認されている。また、同区域の周辺には、渡り鳥の集団渡来地として北海道指定鳥獣保護区に指定されている能取湖鳥獣保護区が存在しており、同区域及びその周辺において、海ワシ類及びガン類等の渡り鳥の飛翔が確認されている。

このため、本事業の実施に伴う風力発電設備への衝突や移動経路の阻害等の影響を回避又は低減する観点から、以下の措置を講ずること。

ア 対象事業実施区域の周辺において、オジロワシの営巣及び繁殖が確認されていることから、風力発電設備及び付帯設備の工事を実施する際には、専門家等の助言を踏まえ、工事時期の調整等の環境保全措置を適切に実施すること。

イ バードストライクの発生を低減するため、ブレード塗装やシール貼付等鳥類からの視認性を高める措置を施設稼働前に講ずること。

ウ 鳥類の風力発電設備への衝突や移動経路の阻害等に係る環境影響評価の予測には大きな不確実性を伴うことから、稼働後のバードストライクの有無及び渡り鳥の移動経路に係る事後調査を適切に実施するとともに、衝突や移動経路の阻害等、海ワシ類等の重要な鳥類や渡り鳥に対する重大な影響が認められた場合は、専門家等からの助言を踏まえて、稼働調整等の追加的な環境保全措置を講ずること。

エ 稼働後においてバードストライクが発生した場合の措置の内容について事前に定め、重要な鳥類の衝突等による死亡・傷病個体が確認された場合は、確認位置や損傷状況等を記録するとともに、関係機関との連絡・調整、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析及び傷病個体の救命への協力を行うこと。

(4) 風力発電設備の稼働に伴う、純音成分及びスウィッシュ音の程度を明らかにするとともに、必要に応じ、適切な環境保全措置を講ずること。

(5) バードストライクに係る年間衝突数を推定するに当たっては、複数モデル

を使い適切に予測評価を行うこと。

(6) バードストライク及びバットストライクに関する事後調査については、死骸の見落としや他の動物の持ち去りによる過小評価を回避するため、専門家等からの意見や国が示す技術情報等を踏まえ、十分な頻度で調査すること。

(7) 改変区域に含まれる植物群落についての影響評価を行うに当たり、植生自然度の詳細な調査を実施すること。

(8) 改変区域内に分布する重要な植物種について、移植を行う場合は効果の不確実性が極めて高いことから、種に応じた適切な期間、定着状況の確認等の事後調査を実施すること。

(9) 生態系の上位性及び典型性の注目種については、採餌環境等の生息状況を踏まえ、適切に選定を行い、調査、予測及び評価を行うこと。

本事業の実施に当たっては、以上の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。